

資料

豊田美雄の講義ノート「代紳録」にみる明治初期の保育内容

清水 陽子* 高橋 清賀子**

<要 旨>

豊田美雄は、日本で最初に開設された東京女子師範学校附属幼稚園の日本人保姆第一号であった。その後、豊田は鹿児島に出張を命じられ、日本で2番目の幼稚園を開設した。

これまで公開された豊田の著作には『恩物大意』『保育の栞』がある。本稿では、幼稚園教育理論として豊田の書いた未公開の「代紳録」の前半部を、現代仮名遣いおよび新字体に改定して紹介し、その特徴について考察することを目的とする。

明治初期の保育は、フレーベル主義保育の方法のみの模倣であって、フレーベルの教育哲学の受容はできなかったという見方が通説となっている。しかし、豊田に関する新資料の分析から、豊田がフレーベルの教育理念を受容していたことや、保育実践の考察を書き残し、保育見習生に伝えようとした姿をうかがうことができた。

キーワード：講義ノート「代紳録」、フレーベル主義保育、日本人で最初の保姆

I 解題

(1) 豊田美雄の講義ノート「代紳録」の研究意義と目的および方法

豊田美雄(以下、豊田と略す)は、明治9(1876)年に日本で最初に開設された東京女子師範学校附属幼稚園の日本人保姆第一号である。明治12(1879)年、豊田は鹿児島女子師範学校附属幼稚園¹⁾(以下、鹿児島幼稚園と略す)の開設のため鹿児島への出張を命じられる。

筆者は、豊田が開設に貢献したこの鹿児島幼稚園の実態を解明することにより、豊田の草創期の日本の保育界への貢献と鹿児島幼稚園の保育史上の意義について考察した。また、鹿児島幼稚園保育見習科については、『宮崎県古文書鹿児島県布達』の写本より発見した完全な保育見習科規則の分析を中心に、当時の保姆養成の実態の一端を解明し、日本教育学会(2005年)²⁾において発表した。

これまで公開されている豊田の著作には、『恩物大意』と『保育の栞』がある。「代紳録」は、戦時下の厳しい状況にあった際にも、豊田家のご子孫が戦火か

ら命がけで守ってきた資料であり、一般に公開されたことはない。豊田が残した「代紳録」は数種類存在する。その中から、本稿では松野クララの「幼稚園教育理論」の講義の記録を浄写し、豊田が自分の保育の考察を加えた「代紳録 一の浄写」を取り上げ、現代仮名遣いおよび新字体に改定して公開し、明治初期の保育内容の一端を解明することを目的とする。

「代紳録」の内容分析の指標として、〔子ども観〕〔子



写真 「豊田家文書 現存の記」の石碑(高橋清賀子氏撮影 2007年12月)

* 西南女学院大学短期大学部保育科 准教授
** 保育史研究会

どもへの関わり方、留意点、しつけ)〔子どもの遊びの見方)〔神への畏敬の念)〔祖先、父母への敬愛の念)〔幼稚園教育の役割)〔子どもの発達の捉え方)〔幼稚園での保育方法および留意点、保育内容)〔恩物の使用法)〔フレーベルの教育理論)を設定し、項目ごとに記載した。

(2)「代紳録」の名称の由来および先行研究

「代紳録」の言葉の由来については、『広辞苑』等の辞書では見出すことができない。この「代紳録」という名称について、前村(2007)³⁾は、北海道大学に「代紳録」という古文書があり、資料記事の中に「備忘録」の文言があることを指摘している。また、「代紳録」に類似した言葉に「書紳」があり、「紳(太帯)に書きつけること」という意味であると記している。この「代紳録」は、豊田が保育見習い生時代に松野から講義を受けたノートに、自分の実践事例や考察を忘れないように書きつけた「備忘録」であり、メモ的な性格をもつ講義ノートであった。この点が、『恩物大意』や『保育の栞』とは違う「代紳録」の特徴であり、明治初期における実践および実際の保育内容を窺い知ることができる第一級の資料であると考えられる理由である。

これまで「代紳録」について紹介した文献には、安省三『豊田英雄先生の生涯』(1957)、樫村勝『茨城女子教育百年の歩み』(1976)、渡辺宏『日本幼児教育の先覚—豊田英雄子と渡辺嘉重—』(1979)がある。特に渡辺は、「代紳録」を鹿児島幼稚園での教授案としてとらえ「フレーベルの紹介なども、当時としては実に深い認識をしている」⁴⁾と評している。また、高橋(1997)⁵⁾がその論文の中で講義ノートとして「代紳録」の内容について報告をしている。前述した前村(2007)は、豊田の「代紳録 全」と氏原銀の「幼稚園方法」を比較分析し、「幼稚園方法」は豊田の講義の受講録であることを明らかにしている。これは、豊田の保姆養成の力量を実証した論文である。

(3)「代紳録」からみた明治初期のフレーベル主義保育の保育内容

第二十一則までの「代紳録」の内容をみると、「子

ども観」、「子どもへの関わり方や留意点」、「しつけ」に関するものは10であり、全体の約半分を占める。「遊びの見方」は4であり、幼稚園での事例をあげて子どもの遊びについて書かれたものである。第九則と第十二則は、幼稚園教育に期待される内容と考えることができる。また、第六則と第十三則には、豊田の経験によって「之れを証す」という一文がみられる。豊田は、松野から口授されたフレーベルの理論を、自分の保育実践を通して実証できたと考えた箇所に、後日このように書き加えたと考えられる。このことから、幼児への理解を深め保育の質の向上をはかり、実践と理論を統合し自分の保育観を確立した豊田の姿勢を窺うことができる。

第十五則以下は幼稚園での保育方法および内容に関するものであるが、前半部に集中して記されている「子ども観、関わり方、しつけ」の内容は『保育の栞』に記されている「保姆の心得」と共通する内容である。第二十一則以降の文章は、「フレーベルの説による」という記載が多く、内容的にはフレーベルの教育理論および恩物の意味や使用方法に関する記述であったため、分類上タイトルも「フレーベルの理論および恩物の使用法」とつけたが、豊田の実践経験による具体的な事例も記されている。

凡例

- ① 現代仮名遣いおよび新字体に改定した。原則として原文に従ったが、豊田が何度も推敲および訂正をしている箇所は、判読が不可能な部分もあるため、文章の意味の通る方を選択した。また、合字は開き、読みやすさを考慮して適宜句読点を加えた。尚、前述したように〔 〕中のタイトルは筆者によるものである。
- ② 判読不明の文字は、●で表記した。
- ③ 「第○則」という数字の表記は、豊田の訂正がかなり入っていたため、豊田の修正部分を採択し整合性があるよう訂正した。

1) 鹿児島女子師範学校附属幼稚園は現在の鹿児島大学教育学部附属幼稚園。この幼稚園の詳細については、清水陽子「鹿児島女子師範学校附属幼稚園開設期の一考察」(日本保育学会編(2006)保育学研究第44巻2号 pp.18-27)参照。
 2) 保育見習科については、「明治初期の保姆養成に関する一考察—鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育見習科を中心に—」(清水陽子:日本教育学会第64回大会論文集pp.200-201, 2005.8.26. 於 東京学芸大学)
 3) 前村晃「豊田英雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(1)—豊田英雄の「代紳録 全」と氏原銀の「幼稚園方法」との関係—」佐賀大学文化教育学部研究論文集 第12集第1号 pp.38-39 2007
 4) 渡辺宏「日本幼児教育の先覚—豊田英雄子と渡辺嘉重—」ふるさと文庫 齋書房 pp.98-99 1979
 5) 高橋清賀子「今日の幼児教育に語りかける 日本の幼稚園草創期の事々—豊田英雄の文書から(その二)—」『乳幼児の教育』第78号 P.13 1997

II 「代紳録」一の浄写

幼稚園教育理論

松野久良々氏口授聞書

第一則【子ども観、関わり方、留意点】

凡そ小児は天然の性に従って誘導し、必ずや性をまげ急になるを要せず。故にこれが母師となる者、最も深く養成すべきは、己の意気をしてあくまで温和かつ伸長ならしめ、以って無感覚なる稚児を優長に開誘するを、第一則の目的とす。苟しくもこの二つを欠く時は保姆の任なしとて可也。

第二則【子どものしつけ、関わり方】

幼稚開講室その他各処にある際といえども、関係の長官その他客員など入り来る時は、必ず立礼を行わしむべし。これ礼は、万物の靈たる所以の区分なり。苟しくも礼なくんば、鳥獸なんぞ異ならん。これ故幼稚をして初生より、この貴重なる理りを知らしむる也。然れども、一朝一夕にして之れを養成するは難し。漸をもつて誘導する時は、敢えて易々たるべし。此を以て母師保姆たるもの毎にこの目的を離すべからず。

第三則【子ども観、関わり方】

小児生まれて先づ手足の揺動を為すは、これ自然の妙理乃ち天賦の知覚肢体の成立とともに、啓発を起すの階梯也。故に母師たるものこの機会を違わず、教育誘導の心意を含有し、以って保護する時は、必ずや目的を達するに至るべし。

第四則【子ども観】

幼稚は常に遊戯又は物器を破損する等を為すが常情なり。もし此二つをなさざる時は、或いは疾病あると察すべし。

第五則【子どもの遊びの見方】

幼児は園圃などに到り、土穿ち等を喜ぶ常也。然るを尋常の父母は却って之れを危ぶみ、又は悪しとして、その望む所を抑止す。一理由はあるべけれども却って非に近し。

何となれば、幼稚將に啓発せんと欲する所の知覚を以って、寓意に土穿ち、或いは草木を折損する際、石或いは草木の質等を見知出だす。是れ即ち一の知覚を開発するといつて可也。而して随意に飲喫をなさしめ、此時に当ってや草木質及び其発生等を説き教うべし。蓋し幼稚一向に草木花果実等を摘損するを勤めよと言うにあらず。敢えて之れが抑制をなさず、論ずるに四時変遷に依り、花果緑葉鳥虫も是れがために歌い、是れがために棲息し、人間もまた是れがために飲樂の興あり。以って摘損すべからざるの理由を論し、もし強いて損せんとすれば幼児をして之れを作為すべきやを論し、

而して造化の妙力愈々高く且つ益々深遠なることを説き教うべし。

請う、之れを重ねて警えん。幼稚美麗なる庭園を損害する時は、自ら造為すべしとて、其難勞を覚らしむる類の如とけん。

第六則【子どもの遊びの見方】

凡そ幼稚園遊戯嬉の際、物として幼稚の視察に触れる時は、乃ち五官各作用を起す也。譬えば鳩巢の遊戯をなさしめば、基本心必ず彼におもむくまた奇というべし。(実際に就て之れを証すべし。)唱歌をなせば本心ここに至る故に之れを導くには、最も貴重なる五官の作用を敏捷ならしむる為に遊戯を賢く設け各質に於いて快樂ならしめ、而して成立の他日長技目途を發見すべき様導くを以て、母師保姆の目的と為すべし。

第七則【子どもの遊びの見方】

幼稚遊戯中、自然目的の立つべき様誘導すべし。

第八則【神への畏敬の念の育成】

真神は吾らを守護し、また吾らをして学業遊戯の中にも常に守護して安泰也。人として、尊敬せずんば有るべからざることを懇諭すべし。

第九則【子ども観、幼稚園教育の役割】

凡そ幼稚性質は、いわゆる器用不器用なる質あり。之れに拘泥せず、苟しくも幼稚園に入りし以上は、何れも器用敏捷なる能力を、養成すべく誘導するを目的とすべし。

第十則【祖先への敬愛の念の育成、子どもへの関わり方】

各人必ずや祖先あつて今日にいたる。而して心志手足を勞し適當の勉強をなさずんば、吾人今日營業かつ、衣食住居もなしあたわざる必せり。此の如く言語簡易にして、しかも幼児の耳底に停止するを要とし説き教うべし。

第十一則【子どもの遊びの見方】

遊戯飲樂中一事五官に視触せば、その事物に因りて、思想の精神を諸物に趨らすよう開誘するを肝要とす。

譬えば小形なる舟舶の図を見るも、説明に因りて大なる蒸氣船の話にも到り、之れが為万国信義を支え、社会一大関係のある、在る千里の想像をも呼起するに至るべし。

第十二則【子どものしつけ、幼稚園教育の役割】

凡そ事物一として位置正しからざるべからず。位置もし不正なる時は、事物整頓せず。よく位置ある時は、精神をして清淨潔白を好むの心を生起し、また寛仁慈愛の心も発起す。

先に世間一般の幼稚と、幼稚園に来てすでに教育を授けし幼稚と、誠に之れを論ぜん。先づ一般の小児は八箇の木片を出すも、之れはた何の用に供するやを、大凡を知る稀なるべし。入園の小児は先づ之れをして或いは家屋或いは門窓等を造為すべしと答えん。之れ即ち思考の動力を保ち得るに非ずんば、此の答えを能くせん乎。之れ所謂画工の彩色具を分画するが如く、小児の精神も他児より將に一步進みし知るべし。

第十三則 【子どもの発達の捉え方、関わり方】

総て幼稚の視覚に触るる毎々に、決して其の精神を疎漏に経過せしむべからず。大人に在りては些細なることといえども、幼稚にとりては緊要なる知覚啓発の機会なり。故に懇々切々誘導に注意する時は、戯嬉歡樂中に新に発明の心志もできるなり。

たとえば方形の木或いは、長形の木等を並列し習う中、後々は自身好む所の面白き様々の物体等造り出す也。其の時や小児の娛樂豈啻ならん乎。之れ乃ち取りも直さず、思考の精神一步進むを得しと言ふべきなり。英雄経験に因って之れを証す。

第十四則 【子どものしつけ】

幼児もし我意を言う時は、再三教諭を加えて止まざる後、戸外へ放ち或いは遊戯の群集へ容れざる時は、彼自ら悔悟するもの也。

第十五則 【幼稚園での保育方法および留意点】

事毎に説明し懇切なるべし。然れども詳細に過ぎ、児心をして倦ましむる時は、害ありとも益なし。故に保育者宜しく注意を措き、児心に適切な言語を以って、簡易に説くべし。●●●(その後の文章は判読できない)

第十六則 【保育内容】

事物悉く元素ある、響音あること等も示すべし。

第十七則 【保育内容および方法】

唱歌は必ず欠くべからず。呂律の整頓なるを要す。

因みに言う、一般慈母乳母或いは保伝等稚児をして、快く寝に就かしめんとて、所謂子もり歌等を唱うる時は快樂の域に寝るも、自然の妙理也。故に園中運動遊戯をなす、必ず唱歌を以ってす、亦宣べならずや。

第十八則 【保育内容】

事物悉く元素より成立することを知らしむべし。響音を保有する元質も亦然り。

第十九則 【保育内容および恩物の使用法】

物質悉く中立質ある理を知らしむべし。仮令は極剛極弱反対物の第一也。其の中立質は柔質是れ也。極厚極薄の色あり。其の中分を得たる色則ち中媒也。数にては曰く一二三、二則中媒又天地間に山と溪谷とは大

なる反対なるもの、而るに何れへ行くも、中分を経過せざれば往く能はず。是れに因りて小児を導き、其の理を知らしむるには、先づ簡短にして視示なし易く、而して小児の玩弄に適せる第二恩物則ち是れ也。其の木球立方体の如き所謂反対大なるもの、而して中分質円長体是れ也。此の物体に就て事物の中分ある形容を覚知せしむべし。諸線類に至つても亦然り。斜線は平直の中媒也。

第二十則 【子どもへの関わり方および留意点】

保育教師は終始小児の心意を持すべし。而して茲に掲ぐる所の数目に能く注意をし、一事件といえども、ゆるがせに経過すべからず。

第二十一則 【神への畏敬の念、父母への敬愛の念】

神は毎に吾父母を初め、吾ら等をして常に冥々中守護し安泰ならしむる。故を以って、人として其の無極の恩に報せざるべからざる。心志を常に離すべからざるを懇諭すべし。

【フレーベルの教育理論、および恩物の使用法】

○フレーベル氏曰く凡そ子生まれて二ヶ月を経過すれば、慈母たるもの之れが教育に着目し、敢えて幼稚園の教保を待たざる也と宜なる哉。

慈母の笑顔始めて小児の面を照らす時よりして、子を教えるの機会始まると、果たしてこの月の頃より知覚の●萌し得るに至るもの也。

すでに二三ヶ月を経たる小児には、フレーベル氏所謂自然の理に則りて、之れに弄せし糸製の六色球を以ってす。而して七八ヶ月を経るに及んで、六色球に換えるに、それが縁固を有せる稍々同形にして異質物を以ってす。乃ち第二恩物の木球、立方体長円形是れ也。即ち球形は同形異質、方形は球とは全く相反せるものにして、長円形は球立方体二質より成立したる中分質也。フレーベルの意、所謂反対一致終始結合の理、其の一分を先づ示すもの也。而して凡そ百般の事、宇宙間物皆反対結合の理あらざるはなく、而して終始異変せるものでは曾てあるざる也。

却説小児初生三ヶ月の頃より、五官中耳稍々聞くことを得る。此の時に際してや、小児の無生有生物たるやを、いづくんでか視分せん。故に既に説く所の球、或いは日用器具玩器等へ対し、頓から愛すべきの微かなる音声を以って之れが問をなすあり。是れの時や母たるもの最注意をせずんばある不可の最要時機なり。何となれば己に物形をも少しく視察し、音響にも少しく聞き得るか故也。此の如くなる則知る五官の動作漸々発起し、智識啓開の元素となるを、慈母豈茲にゆるがせなるべけんや。

○前章既述したる如くなれば、初生八九ヶ月の頃ひには、耳既に聞くことを得、物形既に視認し得る故に、六色球玩器に換るに第二恩物を以って、短簡なる謡歌或いは説話を添え誘導をなすべし。是れ即ち自ら感覚を起し、五官の動作をたすけしむる一良法也。然れども過度なる時は宜しからず。唯々簡短なる話、或いは歌を雑しへしむる、最も善しとす。而して前にも言し如く、有生無情を知らずして、一凡に向いて之れが発問をなすが如きは、則之れ最も要用なる物体教科の一端を稍々開きしものにして、則小児の精神是より発せる也。比故をもって、一小球と雖も敢て慢りなる語言を以ってすべからず。今其の言語小児の脳裏に漫染し、終身の精神となれば也。

○既に稚児満二年より三年乃至の頃には導くに、第三恩物八個の木片を以って、弄せしむるを規則とす。然して此の年より専ら幼稚園にて保育を受け、社会の悪習を防ぎ、之れに加えて凡そ人類の最も好み、且つ最も関係ある社会の交際の階梯の群集遊戯中より自ら呼起し、且百般の事業を一際の遊戯中に具有せる方制に就いて、各自の性質を向けしめ後來何の業に於いても、目的の立つべきを以って、学齡満六歳に至るまで誘導をなし、而して園を退して一定普通の小学に就くを以ってす。而してフレーベル氏の定むる所の法則に於いて、二十の恩物を要す。此の作用方の如きは、一に皆自然の理に基づかざるはなし。所謂自然法と称言するも誠に誣言にあらざるなり。

○却説フレーベル氏凡そ幼稚園の成立を大別して二科に期す。其の一曰く物体教科、其の二曰く事業教科是れなり。物体教科とは一際の物体を論ずる也。其の議や、凡そ小児の平常熟知せし諸物体の(たとえば左右にある椅子卓等の類)成立を視察するに、まづ一の函を以って思考要する時は、平線に起れば直行に反対して形をなすが如く、凡そ百般の物悉く皆此の理を固有せざるはなし。それ然り、故に此反対一致の想像心を呼起し、其の反対せるもの源意に結合し、同一の理に帰す。即ち智識練磨の基礎となる也。

事業教科とは何ぞ、諸事業諸工芸上より百般百物の模型をなし、則ち工作工業の練磨研究の基礎となるを目的とす。此の如くして、以って教育し其の目的を誤らず誘導をなすべし。今其の恩物作用の法則は、逐次に聊か述べることを得ん。然りと雖も、作用に就いて夥多の約束あり。則左に掲ぐ。

第一則

第一号六球の作用法

先づ、直径二寸の六色の球にして一は赤、二は青、

三は黄。此三を本色と言う。四に柑と言う。五に緑と言う。六に紫と言う。而して最初に赤球を示す。其二寸直径なるは小児の手に於いて、最も保ち易く、且つ大に過ぎず又小にも過ぎず。故に小児時とする、口中へ容れるなどなすとも教えて入るを得ず、真に小児に適せるなり。曰く赤は太陽に象せし也。次に黄は則大地球なり。色は大土なり。

青は則ち吾人の生活する所の象也。而して、赤黄混化して以って柑色を生ず。黄青を混化して緑を生ず。

赤青を混化して紫を生ず。此の如くに色を示し、其他色に付いて説明を大いに要すれども、別に説かん。而して諸物形物体に比較し、種々比較に因りて説話をなし、想像力を呼起せしむべし。而して球は幼稚園に於いては最も幼き級へ授け、色のみを示すに用いる。然れども、今吾国に於ける幼稚園の完全たるは稀なるに因りて、恐らく在家の間も球を弄する等稀なるべし。故に初級の小児へは之れを弄せしめ、以って懇切に説明を要するも大によろしとす。

○小児稍々長じて、形色等粗知覚し得る頃ひ、八、九ヶ月にも至る頃ひ也、六色球に換るに之れが縁固あるやや同形物を以ってす、則第二恩物木球、立方体、長円体是れなり。而して円体は乃ち形相同して質異なり。方体は全く球とは反対せり。長円体は球方二体を生じたるものにて、即ち反対物の中分質に様体とも含有せり。而して、終始結合の所以●●●明けし。

○総て反体一致終始結合の理由は茲に聊か其の例を掲げて言はん。たとえば茲に五十斤の目量を有する石質あり。又十斤量を有する同質あり。則大なる反対量なり。是れに中間するは、或いは三十斤二十斤量の同質を見出す時は双方結合し、則中立となる也。復た之れを物色に仮令る時は、白と黒とは反対なり。之れが中分を得んと欲せば単色是れ也。たとえば山頂と溪谷と反対せるも双方へ往くべき中道ならん。たとえば白昼と暗夜と是れが中分は薄暮黄昏あり。また、色を以って反対を知るに最も簡易也。赤色を日光にかざし見る時は黒質あり。薄赤は即ち白質異色とも、殊に反対色に見ゆるも、結合一致は必ず証有り。而して、此の法則は天地間自然の理、然れども、之れを発見するの自ら難しと言えし。之れを発見するには、充分の注意力を要せざれば能はず。然り而して、三形体を以って之れを推究する時は、容易に其の一致たる所以を知るに至る是れ他なし。他物に由りて、其の反対一致なる理由を求めんとせば、却って其の煩わしく且つ小児に解すに難ければ、此の二恩物に就く時は容易に其の一端

を知るに足るなり。此の故に宇宙の間、諸動植物家什器具に至るまで、其の成立をつらつら考推する時は、皆此の理あらざるはなし。是れを以て、教育者故意によく此の理由を胸臆に維持し、恩物をもって幼者を導く時は、脩学營生等人間に關せる学事茲に發感し、製作物等をも要する時は、小児は腦力軟弱なる故、却つて倦怠を來たし益あらず。故に教導者殊に注意し、歡樂中に發明を起すを以て目的となすなり。

○本球は常に動揺するもの、而して立方体は常に着位し、不動なるものなり。立方の三面を手にて覆い、一方を小児に示す時は一平面四方四辺を顯す。小斜する時は二面と稍々六辺を顯出す。此の如くして何れへ向けても順次に同じ。

立方は六面を有すれども、四面或いは五面以上は不視なるものなり。

立方を測量する時は、中心の直径と辺よりの中心と角よりの中心直径は各長短あり。此の如く三ヶ所の中心直径へ木線を通貫し、或いは圈旋又は糸紐を付し旋らす時は、長円形となり車輪或いは独樂或いは二重独樂となる。之れは其の質にして、各其の質を固有する理由なり。

○長円体或いは円柱体は、一円面と二平面を有す。円面は球に比し、二平面は立方体に比す。是れ中分則ちなかだちにて、反対を一致せしむる看易き經驗物なり。而して円体の長さ平面の直径に同じく、而して立方体とも同一也。

長円体直径中心へ糸線を垂し旋らす時は白形をなし、而して更に一辺に付す時は独樂形をなす。

球は形体の簡固なるもの。長円体に至っては、稍々各自固有の質あり。故に小児に示すに其の簡にして、しかも小児の手中に、少しも障感なきを以て、宜しとす。次に立方体を掌持する時は、球と異なる感動を起し、大いに反対の意をなす。次に球方各質を固有せる長円体に至る時は、先の二体の感を弥よ知り、数句を刻し胸の飾りとなし、何方に到つても一日幼稚園師たるを万知するに至ると、是れ最も幼稚園師は貴位に占め得るが故なりと。

第三恩物第一積体法

この恩物は第二恩物と反対物たり。而して立方体の如き堅に切断すれば直線を固有し、横断すれば横線を固有す。即ち細々の分子より成立したる自然の法則立方なり。

この恩物は、満二年乃至満三年の稚児に弄せしむるを規則とす。

前にも既に言いし如く、小児は総て玩器等を弄する

時は、破壊する気組みを固有するもの故、先づ八分の立方体八個より成立したる方一寸六分の立方体を以て、種々の模型をなさしめ、物体教科の勢力となす也。

又総ての恩物用法三則を有す。是の三則は戲嬉遊樂中、教誨を寓せる最も主眼となす三則なれば、保姆者よく意を注し、目を注せずんばある可からず。

其の一に曰く營生式

其の二に曰く脩学式

其の三に曰く摘美式

此の三式を以て弄器中の大眼目となす。然して、營生式とは小児日常熟知し得る所の品物、たとへば、椅子机其他家内に据えある物品に仮説し親しうるに、問答会話を以て其の概略を知覚せしむるなり。

脩学式とは、其の仮設したる物品を以て、計數幾何學術上に關係せる体角形線を始め、総て學問上より來ることを説明すなり。

摘美式とは日常人の目視する所のもの麗美とし、之れを欣慕して以て彼の醜惡は自然人の避けしむべき道にして、之れに反対せる美は、人の好愛せしむる知覚を發起なさしむ。

附して言う、此の三号即ち第一積体は、物品に模して会話を専らとす。

却説此の第三恩物は、積体と置形の二箇の則あり。先づ、積体法は之れを小児に示すに立方体の箱を少しく、蓋を明け机上に倒状せしめ、一二三と指呼を加えて其の蓋を引き抜き、乃ち箱を去り而して一方体を出し、初めは立方体の概略を説話し、慣習漸く熟する時は、之れが發問をなす也。而して、先づ最初に於いて豎半箇に分ち、其の二分の一なるを示し、復た合し横半箇に分ち、數に在ては、同箇且つ二分の一なるとも、其の縦横の差異あるを知覚せしめ、また、合して中央半に分つ。是れ亦同箇と雖も、形を異にするを知らしめ、而して後四分の一となし又は八分の一となし、四箇更に合して長方形となし、縦横或いは一箇づつ積みて、方柱となし以て漸次其の形体を破壊せず種々の物体象門等の模造をなし、付するに小話問答を以て専用とし、物体教科脩学營生の二式を具有す。此の法に付いて十五條の約束を有す。其の一条は、八個の木片を以て、一つも残すなく物体を造為す。

其の二条、たとえば一物体を漸次他形に変換する時之れを破却し、以て更め造るをなさず。もし、小児自意之れを破壊し、或いは保育師の命令をきかず、随意物体を造る等の性質を有する小児あり。是れ宜しく其れを矯正すべし。斯くの如き性質は、自負傲慢の心を養成するに近し。注意の忽せなるべからざる所也。

其の三條とは

小児をして、教科に就かしむる時は、必ず規則を整頓すべし。然斯くの如く言う時は、児に於いて如何の思惟あるべけれども、法度に適う、之れを自然と言う。故に規則は即ち所謂自然なり。其の一例を謂わん。たとえば置形をなす時左右の差別もなく、位置錯乱する時は、何を以て目して置形とせん乎。然るを或いは教育者其の自儘なる児意に抗するを厭いて、法則に叶わずとも、大に賞賛する等大なる非なり。たとえ小児といえども不法不度なるを以て自負傲慢をなすは、善悪の別るる所果たして如何。故に其の適せる説話を以て、曾って自足の念を矯正すべし。

其の四則とは

茲に一箇の井を穿ち得るに、其の井全く六箇の方体にて成る。しかる時は二箇を余す。不用に属す、然るを不用視せず、却って之れを要需のものに仮設し、益ます其の惰眠を呼起すべし。大凡天地間物として、独孤用をなすもの甚だ稀也。

故に六箇成の井を造為する時、残りは即ち左右に並列、或いは手桶つるべ、或いは汲み水の人などと適當関係の名を付し、問答を以て話意ならしむる時は、大に意想に感触し絶妙なり、興に入るものなり。

其の五條とは

時としては、教師八箇の方形を以て自ら物体を制模し、小児をして模造なさしむ。或いは短易なるものは、小児をして更に造らしむるも可也。然れども、大凡相当の級に編入するまでは教師自ら物品を模造し、之れが法を示すにあらざれば為し得ざるなり。而して、其のものに就いて種々の説話をなす、教科中最要点なり。

其の六則とは

小児最も稚年なれば、其の簡にして解し易き国語を以て反復し、一層を加年する小児へは、更に一層適當の教育話を以てし、又一層を加年する小児には、大いに教育に関係したる言をまじえ解話すべし。たとえば、一つの物体に就いて尤も短簡なる言を以てし、一層したる時は小児其の物体の因りて起る解を用い、また一層したる児へは之れが作用変換其の物質等あらましを説話せざるべからず。

其の七條とは

物体教科の時、教師先づ一二の物体を模造なさしめたる時は、小児既に倦怠心を生ずるものなれば、其の後には自意氣隨の物体にあり、形にあり、製造せしむべし。之れの小児心をして、苟しくも倦怠心を生ぜしむる時は、却って保育上害ありとも益なし。之れ即ち一

の教育法なり。

其の八條とは、

小児をして八箇の木片にていづれ物品を模造なさしむる時、それが説明は勿論要用と雖も、其の当然の物に就いて小話を交え、用いる一法たり。而して小児殊に良く品物を造成したる時は、之れを賞するに其の面白く、しかも適したる小説を以て児心を歓すべし。或いは小児の中教師の命令もきかず、氣隨を以て、不正なる物体等を造成し得る時は、其の罰として再び造成の補正等をなさしめ、よって勸懲あるを善しとす。其の九條とは、

小児は一体に不充分なるは、是れ自然の理なれば、之れを温良優長に導き諭すべし。

其の十條とは、

小児事業科に従事する時、自然充分になし得ること、前條に言うる如く多なり。然れども傍らより教師之れを助手する等甚だよろしとせず。如何となれば、小児惰心を生じ、事々物々皆依頼心を増紳し、自力の造成心を拡張することあたはず。故に、なるだけ慰言を以て誘導鼓舞し、自ら其の境域に入らしむるを以てす。

其の十一條とは、

教師先づは、八箇の木片を以て家を造るべしと令する時、衆児各意の家作りをなす。

是れ敢えて妨げなし。唯其の異質形を造成するは悪しとす。

其の十二條とは、

小児自ら物体の作成を完全ならしむるか為、隣児の木片を採って補作するを禁ず。

其の十三條とは、

八箇木片を以て物体を成功して、而して後は必ず木具の整頓をもとむべし。

其の十四條とは、

小児木片にて物体を製造する時、更に整頓せず、脆破なる形態を顕はす時は、為に一の勸懲話を説き諭すべし。

たとえば、茲に甲乙丙丁の四児あり。甲児、先づ、一つの家作りを模造す。乙児は一つの井戸を造制す。丙児は一つの園庭を造る。丁児は一つの机椅子を造る。其の時、甲児の家屋甚だ脆壞にして、風破殆ど免がれ得ざるの景況なり。よりにて曰く、恰かも四児あり。天晴朗にして暑さも亦た徴にして、遊歩に適するの佳日たり。四児心を協せ野外に徐歩し、摘草観花、之れに因り衆児欣然楽しみ帰るを忘れ、茲に興樂して將にたけなわならんとす。不図りき俄然北方に當り、一帯の

黒雲疾風に乗り、あまつさえ光目を遮り、暴雨さながらししを突くが如し。四児大に戦慄し、興楽尽き復たいかんともなすを知らず。四児隅々小茅家屋あるを見出したり。之れ天の与えなりと四児等しく立ち寄り、避雨せしとせば、是れ正に粗悪なる一の茅屋舎にて、既に雷雨の為に屋上破れ、檐落ちて、今立ちどころに転覆せんとする真景なり。困りて、大に失望し遂に勞れ、而して自家に帰れりと。汝ら注意せよ。これはこれ、他の謂にあらず。其の家屋を製造する時に、堅固に作為せば、雷風雨何ぞ恐れん。暫時茲に停止して雨止み風穏やかなるに当って、帰路に就く可きを今汝等が作為せる所の家作りは、殆ど是れに類似す。注意せずんばあるべからず。

謝辞

古文書の解説のご指導をいただきました上杉潤氏（大洲市文化財保護審議会会長）、氏原富士子氏（植木枝盛「育幼論」研究会会員）、前村晃氏（佐賀大学教授）に、深く御礼申し上げます。

参考文献

- 安省三『豊田英雄先生の生涯』茨城県幼稚園長会、茨城、1957
- 檜村勝『茨城女子教育百年の歩み』川田プリント、茨城、1976
- 前村晃「豊田英雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(1) —豊田英雄の「代紳録 全」と氏原銀の「幼稚園方法」との関係—」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』12, 1, 35-51, 2007
- 文部省『幼稚園教育百年史』。ひかりのくに、1979

The Contents of Early Childhood Care and Education in the Meiji Era: As Seen from the Lecture Notes of Fuyu Toyoda

Yoko Shimizu, Sugako Takahashi

<Abstract>

Toyoda was the first Japanese kindergarten teacher working at Tokyo Women's Teachers College attached kindergarten, which was the first kindergarten established in Japan. After that, Toyoda established the second kindergarten in Japan in Kagoshima. The literary works of Toyoda include "Onbutsutaii" and "Hoikunoshiori".

This article discusses "Daishinroku" using modern Kana Script, and explains a summary of its contents.

Key words: Fuyu Toyoda, Lecture Notes "Daishinroku", Education as espoused by Friedrich Frobel, The First kindergarten teacher of Japan